

* 精神障害者医療費 入院助成について *

1 精神障害者保健福祉手帳 1・2級のみをお持ちの方

資格の申請方法について

医療費助成を受けるためには、事前に資格を登録するための申請が必要です。

資格申請した月の診療分からが助成対象となりますのでご注意ください。

<申請に必要な物>

- 1 健康保険証
- 2 精神障害者保健福祉手帳
- 3 高齢受給者証（お持ちの方のみ）

「精神障害者受給資格認定書」の交付について

資格の申請をすると、「精神障害者医療費受給資格認定書」が後日交付されます。

認定書の有効期限は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限までです。

引き続き医療費助成を受けるためには、有効期間終了前に更新手続きをお済ませください。

（有効期間終了の3か月前から更新のお手続きができます。）

医療費の助成方法について

（診療月の3か月後に以下のものを国保年金課にお持ちください。）

- ① 健康保険証
 - ② 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳
 - ④ 領収書（受給者名、医療点数等が記載されたもの）
 - ⑤ 預金通帳【受給者（保護者）名義のもの】
 - ⑥ 高額療養費等の支給（不支給）決定通知書【医療費点数が7,000点以上の場合】
- ご加入の健康保険組合等から高額療養費及び附加給付金等が支給される可能性がありますので、高額療養費等の支給の有無を確認する書類が必要です。
- 支給がある場合は、支給額の分かる支給決定通知書、支給がない場合は不支給決定通知書です。
- * ご加入の健康保険組合等から交付されない場合は、お問い合わせください。

**窓口で自己負担分の支払いがなくても、
医療費は無料ではありません。
自分の体のため、制度維持のため、
医療機関の適正な受診を心がけましょう。**



●問い合わせ先●

瀬戸市役所 国保年金課 医療福祉係

☎88-2643（直通） FAX88-2783

裏面もあります

2 精神保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けていない方が精神科にご入院されたとき

資格の申請方法について

医療費助成を受けるためには、事前に資格を登録するための申請が必要です。
原則は資格申請した月の診療分からが助成対象となりますのでご注意ください。
やむを得ず事前に資格申請できない場合は、ご連絡いただきますようお願いします。

<申請に必要な物>

- 1 以下の 3 項目が明記された診断書
 - ・ 精神保健福祉法第 5 条に規定する精神障害者であること
 - ・ 精神疾患名
 - ・ 入院年月日（退院している場合は退院年月日も明記）
- 2 健康保険証
- 3 高齢受給者証（お持ちの方のみ）

「精神障害者受給資格認定書」の交付について

資格の申請をすると、「精神障害者医療費受給資格認定書」が後日交付されます。
認定書の有効期限は、診断書に記載された入院期間です。（一旦退院すると資格を喪失します。）

医療費の助成方法について

（診療月の 3 か月後に以下のものを国保年金課にお持ちください。）

- ① 健康保険証
- ② 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
- ③ 領収書（受給者名、医療点数等が記載されたもの）
- ④ 預金通帳【受給者(保護者)名義のもの】
- ⑤ 高額療養費等の支給（不支給）決定通知書【医療費点数が 7,000 点以上の場合】
ご加入の健康保険組合等から高額療養費及び附加給付金等が支給される可能性がありますので、高額療養費等の支給の有無を確認する書類が必要です。
支給がある場合は、支給額の分かる支給決定通知書、無い場合は不支給決定通知書です。
* ご加入の健康保険組合等から交付されない場合は、お問い合わせください。

* 適正受診にご協力ください *

1 重複受診は避けましょう♪

一つの病気で何軒もお医者さんにかかるとう、検査や投薬を重複して受けることになり、医療費がかかるだけでなく、体に負担がかかることもあります。

2 休日・夜間の受診は控えましょう♪

救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れる為のものです。

3 ジェネリック医薬品を利用しましょう♪

お医者さん、薬剤師さんにご相談のうえ、積極的にジェネリック医薬品を利用しましょう。